

# 宿泊助成交付金の請求について

事業開始から交付金受取までの流れ



## 呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」 宿泊助成交付金の交付決定の取り消しについて

次の事項が発覚した場合、呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン券宿泊助成交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ①虚偽 その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき
- ②交付金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- ③呉市観光誘客キャンペーン事業実施要綱に基づく指示に違反したとき

※ 不正に交付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となる場合があります。

### その他の 留意事項

- 宿泊助成施設の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は、ホームページ等に掲載いたします。
- 本事業用にデザインされた肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となります。
- 宿泊助成施設としての地位を第三者に譲渡することはできません。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等することはできません。
- 宿泊助成施設は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届出をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の状況、政府全体の方針等により、本マニュアルに記載の内容が変更される可能性があります。

KURE CITY



Tourist Attraction Campaign Coupon

## 事業実施 マニュアル 宿泊事業者版

### お問い合わせ

080-6108-9090  
(平日 / 8:30 ~ 17:00)

■呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」事務局  
〒737-0056 呉市朝日町 14-7-5F  
【事業実施主体】呉市産業部観光振興課 (呉市中央 4 丁目 1-6)

# はじめに

呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰により呉市観光産業に深刻な影響が出ている中、市内への誘客促進と地域における観光消費の拡大を目的として、宿泊助成及び、クーポン券を発行する事業です。本事業におけるクーポン券の取扱については呉市観光誘客キャンペーン事業実施要綱及び本マニュアルをご確認、ご理解の上、間違いのない取扱をしていただくようお願いいたします。

なお、本マニュアルに記載のない事項につきましては、その都度、呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」事務局までお問い合わせください。

実績報告時の検査によって、ルールを逸脱していたり、虚偽の申請を行っていたことが判明した際には、宿泊助成金のお支払いができない場合や交付金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。

## 宿泊事業施設の責務

①次のいずれかの書類により、宿泊助成の利用条件を満たすことが確認できる方に宿泊助成の対象となる宿泊プランを販売することができます。

- (1) 新型コロナワクチン3回目接種済証
- (2) PCR検査または抗原定量検査の陰性結果通知書（チェックイン3日前以内の検査）
- (3) 抗原定性検査の結果の陰性結果通知書（チェックイン前日又は当日の検査）

②対象の宿泊プランをご利用の方の料金を1,000円助成してください。

③宿泊助成を利用した方へ有効期限を記載した1,000円のクーポン券を1名1泊につき1枚、チェックインの際に配布してください。利用者が連泊する場合は、まとめて配付してください。

④オンライン・トラベル・エージェント、若しくは自社サイトで事前決済による宿泊プランを販売するときは、宿泊助成の金額を割引した金額を掲載し販売してください。

⑤予約受付時にクレジット等による事前決済にて助成前の宿泊料金で支払いが完了している場合は、利用者が宿泊した際に1,000円のキャッシュバックをお願いします。

※「やっぱ広島じゃ割」を併用している場合は、キャッシュバック不可です。

⑥事務局が運営するホームページに施設情報を掲載します。

⑦事務局が配布する掲示物を施設に掲示してください。

# やっていただくこと

## フロントでの事務手順

1. 次のいずれかの書類で宿泊助成を利用可能な方が確認すること

- (1) 新型コロナワクチン3回目接種済証
- (2) PCR検査または抗原定量検査の陰性結果通知書（チェックイン3日前以内の検査）
- (3) 抗原定性検査の結果の陰性結果通知書（チェックイン前日又は当日の検査）

※コピー等で確認書類の控えをとる必要はありません。

2. 宿泊助成を利用する方にクーポン券を配布すること



## 宿泊助成の実績報告時の注意事項

次の項目については、必ず報告してください。

- ①宿泊日・宿泊日数
- ②宿泊者氏名
- ③宿泊者の発地（都道府県のみ）
- ④宿泊者数

※グループの場合は代表者のみで  
かまいません。

- ⑤販売額合計（宿泊助成前金額）
- ⑥宿泊助成合計金額
- ⑦クーポン券配布枚数

※上記項目の報告様式は問いません。見本を作成しておりますので、必要な場合は事務局へお問い合わせください。

※詳細については、呉市観光誘客キャンペーン事業実施要綱をご確認ください。